

学校法人函館国際学園 役員・評議員名簿

(R5. 5. 24)

役職	選任区分	寄附行為	氏名		就任	任期
理事長	評議員	7条1項2号	渡辺善行	川重商事(株)元代表取締役社長	R 2. 5. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
理事	校長	7条1項1号	イリイン・セルゲイ	函館校校長	H 9. 10. 22	H 9. 10. 22～
	評議員	7条1項2号	須田新崇	(株)富士サルベージ代表取締役	R 4. 4. 1	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	7条1項3号	坂本欣也	(株)キングベーク代表取締役社長	H24. 3. 21	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	7条1項3号	竹内正幸	函館商工会議所事務局長	H26. 4. 1	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	7条1項3号	飯田浩二	(一財)北海道国際交流センター代表理事	R 4. 5. 25	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	7条1項3号	井上俊一	元道立高等学校教諭	R 4. 11. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	7条1項3号	スミルノフ・ニキータ	極東連邦総合大学国際関係担当次長	R 4. 11. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
監事		8条1項	小柏哲史	函館日口親善協会会長	H25. 4. 1	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
		8条1項	齊藤尚仁	(株)宝成園代表取締役	R 1. 11. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
評議員	法人職員	24条1項1号	鳥飼やよい	函館校准教授	H14. 2. 18	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	法人職員	24条1項1号	デルカーチ・フョードル	函館校副校長	H15. 5. 30	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	法人職員	24条1項1号	大渡涼子	函館校事務局長	H24. 8. 17	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	法人職員	24条1項1号	イリイン・ロマン	函館校准教授	H27. 4. 1	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	法人職員	24条1項1号	スレイメノヴァ・アイダ	函館校教授	R 3. 5. 26	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	卒業生	24条1項2号	阿部眞澄	函館校卒業生	R 4. 11. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	小笠原康正	(株)テーオーホールディングス代表取締役	H10. 6. 8	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	須田新崇	(株)富士サルベージ代表取締役	H17. 2. 20	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	折谷泉	(株)リージャスト代表取締役	H17. 2. 20	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	土家康宏	学校法人清尚学院理事	H22. 6. 8	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	本間秀行	函館山ロープウェイ(株)元代表取締役社長	H24. 4. 20	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	渡辺善行	川重商事(株)元代表取締役社長	R 2. 5. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	パドスーシヌイ・ワレリー	函館校元教授	R 2. 5. 27	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	カストルノフ・セルゲイ	在札幌ロシア連邦総領事館函館事務所長	R 3. 11. 24	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	森山正徳	(株)北海道銀行函館支店長	R 3. 11. 24	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	種田貴司	(福)函館共愛会常務理事・事務局長	R 4. 4. 1	R 4. 11. 27～R 7. 11. 26
	学識経験者	24条1項3号	阿部慶太	函館市企画部長	R 5. 5. 24	R 5. 5. 24～R 7. 11. 26

寄附行為の規定

- ・ 6条1項 ; 役員 理事8人、監事2人
- ・ 7条1項2号 ; 理事の選任 評議員のうちから評議員会において選任した者2人
- ・ 7条1項3号 ; 学識経験者のうちから理事会において選任した者5人
- ・ 8条1項 ; 監事の選任 理事、職員、評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者 評議員会の同意を得て理事長が選任する。
- ・ 9条1項 ; 役員任期は3年(校長を除く)とする。補欠の役員任期は前任者の残任期間とすることができる。
- ・ 9条3項 ; 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- ・ 20条2項 ; 評議員会 17人の評議員をもって組織する。
- ・ 24条1項1号 ; 評議員の選任 法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者5人
- ・ 24条1項2号 ; 法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者1人
- ・ 24条1項3号 ; 学識経験者の中から、理事会において選任した者11人
- ・ 25条1項 ; 評議員の任期は、3年とする。補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。